

## 愛西市と株式会社義津屋とのSDGsの推進に係る包括連携 に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と株式会社義津屋（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の住民が健康で安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、甲と乙が相互に連携・協力を行い、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、誰もが安心して生活できる環境づくり及びSDGsを推進する。

### （連携・協力事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 子どもの健全育成・見守りに関すること。
- (4) 高齢者支援に関すること。
- (5) その他、SDGsの推進・普及啓発及び前条の目的を達成するために必要な施策に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は随時協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及び費用負担については、甲と乙が協議の上決定する。

3 第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙が協議の上、乙の系列会社と連携することができる。

### （守秘義務）

第3条 甲、乙及び前条第3項に定める乙の系列会社は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協定の変更等)

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月20日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地  
愛知県愛西市

愛西市長 日永 貴章 (自署)

乙 愛知県津島市新開町1丁目6番地  
株式会社義津屋

代表取締役社長 伊藤 彰浩 (自署)